

育てよう一人一人の人権意識

～思いやりの心・かけがえのない命を大切に～



問い合わせ先
市民課・人権啓発課・社会教育課
☎(25) 1111

「世界人権宣言」は、基本的人権及び自由を尊重し確保するために、世界のすべての人々とすべての国々が達成すべき共通の基準として、昭和23年(1948年)12月10日の第3回国際連合総会において採択されたものです。

法務省及び全国人権擁護委員連合会は、従来から、「世界人権宣言」採択の日(人権デー)を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚に努めてきたところです。本年も、12月4日(日)から12月10日(土)までの1週間を「第57回人権週間」として、

各種啓発行事を実施する予定にしています。ところで、国民の価値観の多様化が進む中、物質的な豊かさのみを追い求め、心の豊かさをはぐくむことに必ずしも意を用いない風潮や、自己の権利のみを主張し、他人の権利を軽視する傾向が見受けられ、社会の中でさまざまな人権問題が発生しております。そこで、「第57回人権週間」においては、次の事項を強調事項と定め、地域でさまざまな人権啓発活動を実施する予定です。

強調事項

平成17年度啓発活動重点目標である「育てよう一人一人の人権意識」思いやりの心・かけがえのない命を大切に」のほかに、次の事項を強調事項として決めました。

部落差別をなくそう

同和問題とは、日本社会の歴史的發展の過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、今なお結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたり、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなどするもので、我が国固有の重大な人権問題です。この問題の解決を図るため、国は、地方公共団体等とともに、

女性の地位を高めよう

昭和44年以来三度にわたる特別措置法に基づき地域改善対策に係る関係諸施策を実施し、同和地区の劣悪な環境を始めとする物的な基盤整備は着実に成果を上げ、ハード面における一般地区との格差は大きく改善されましたが、結婚問題を中心とする差別事象はいまだに後を絶っていません。法務省の人権擁護機関としても、部落差別の解消を目指して積極的な啓発活動を展開していきます。また、夫・パートナー等から



の暴力や職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、性犯罪などの「女性に対する暴力」の問題も、重大な人権問題です。このような状況において、平成11年6月には、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする「男女共同参画社会基本法」が平成12年11月には「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が、また、平成13年10月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成16年12月改正)がそれぞれ施行されました。さらに、平成13年から、毎年11月12日から同月25

日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間として定められるなど、様々な取り組みが行われています。

子どもの人権を守ろう

子どもたちの間における陰湿かつ執拗な「いじめ」は依然として全国各地で多発しており、教師による体罰も後を絶ちません。

また、国内外での児童売春や性的虐待、インターネット上における児童ポルノの氾濫など、児童の商業的性的搾取の問題が世界的に深刻になってきていることや、近年、親などの保護者による虐待行為により、児童の生命が奪われたり、児童の心身や人格の形成に重大な影響が及んでいること等から、平成11年11月には「児童売春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」が、また、平成12年11月には「児童虐待の防止等に関する法律」(平成16年10月改正)が、それぞれ施行されました。



第1回菊池市人権啓発講演会

このような子どもをめぐる人権問題を解決するためには、広く国民の間に人権尊重思想を定着させ、すべての人々が豊かな人間関係の中で暮らせる状態を築き上げることが必要不可欠です。

高齢者を大切にできる心を育てよう

我が国における平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、日本社会の高齢化は極めて急速に進み、平成27年には4人に1人が高齢者という超高齢社会が到来すると予測されています。こうした状況の中、高齢者に対する就職差別、介護を必要としている高齢者に対する介護者による身体的・心理的虐待あるいは高齢者の家族等が本人に無断でその財産を処分する経済的虐待などの高齢者にかかわる人権問題が大きな社会問題となつていきます。

障害のある人の完全参加と平等を実現しよう

我が国は、平成5年3月に策定された「障害者対策に関する新長期計画―全員参加の社会づくりをめざして―」及び平成7年12月に決定された「障害者プラン」ノーマライゼーションから年戦略「ノーマライゼーション」を基本理念の一つとする障害者施策を進めてきました。

しかし、現実には、車椅子での入店を拒否されたり、アパートへの入居を拒否される事象が発生するなど、障害のある人に

対する国民の理解や配慮はいまだ十分でなく、その結果として障害のある人の自立と社会参加が阻まれており、「障害のある人も地域の中で普通の暮らしができる社会」というノーマライゼーションの理念は完全に実現されているとはいえない状態にあります。

その後、新たに「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画」が平成14年12月に策定され、また、平成16年6月には「障害者基本法の一部を改正する法律」が、平成17年4月には「発達障害者支援法」がそれぞれ施行されるなど、更なる障害者施策の推進を図ることとされています。

外国人の人権を尊重しよう

近年の国際化時代を反映して、我が国に在留する外国人は年々急増しています。憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人についても、等しく基本的人権の享有を保障していますが、現実には、我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人をめぐる問題のほか、言語、宗教、生活習慣等の違いから、外国人に対する就労差別やアパートやマ

他にも...

- アイヌの人々に対する理解を深めよう
- HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- インターネットを悪用した人権侵害は止めよう
- 性的指向を理由とする差別をなくそう
- ホームレスに対する偏見をなくそう
- 性同一性障害を理由とする差別をなくそう

ンションへの入居拒否、飲食店等への入店拒否、公衆浴場での入浴拒否など様々な人権問題が発生しています。平成8年1月には、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約」(人種差別撤廃条約)が我が国において発効され、人種差別や外国人差別等あらゆる差別の解消のための更なる取り組みが求められています。今後ますます国際化が進むことが予想される状況の中で、外国人のもつ文化を尊重し、その多様性を受け入れることが、国際社会の一員として望まれています。